

令和8・9年度 入札参加資格審査申請書提出要領
(測量・建設コンサルタント等、製造の請負等 (物品調達又は役務の提供))

I 提出要領

1 申請方法

伊方町入札参加電子申請システム（以下「システム」という。）で申請してください。
システムへはインターネットを利用してアクセスしてください。

2 申請資格

申請者は、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び都道府県税、伊方町税を滞納していないこと。
- (4) 法令上、許可等を必要とする業務等については、当該許可等を受けていること。
- (5) 役員、代理人、支配人その他の使用人が伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和8年1月12日（月）から令和8年2月27日（金）までの執務時間内（伊方町執務時間規則（平成17年伊方町規則第2号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けを行います。

(2) 隨時受付

受付期間	登録の始期	備考
令和 8年 3月 1日から 令和 8年 4月 30日まで	令和 8年 5月 1日	
令和 8年 5月 1日から 令和 10年 3月 31日まで	受理した時点から	

2 有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

※随時受付の場合は登録の始期から令和10年3月31日まで

II 提出書類

1 測量・建設コンサルタント等

- ① 業務実績調書
- ② 技術者経歴書
- ③ 印鑑証明書（写し可）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

④ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式、原本）

⑤ 現況報告書又は登録証明書

ア 現況報告書（写し）

- ・ 建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程第7条第1項）
- ・ 地質調査業者（地質調査業者登録規程第7条第1項）
- ・ 補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程第7条第1項）

イ 登録証明書（写し）

測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント、司法書士及び計量証明事業者等

※建築関係コンサルタントにおいては、委任先がある場合委任先での登録が必要となります。

⑥ 納税証明書（申請時点で未納税額がないことを証するもので写し可）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

ア 個人事業者の場合

- ・ 所得税並びに消費税及び地方消費税（「その3の2」）
- ・ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税

イ 法人の場合

- ・ 法人税並びに消費税及び地方消費税（「その3の3」）
- ・ 県税（地方消費税を除く）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税

※県税の納税証明書は主たる事務所、委任先のどちらでも構いません。

⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人のみ、写し可）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

⑧ 身分証明書（個人事業者のみ、原本）

◎市町村が発行する次のことを証明する書類

- ・ 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
- ・ 後見の登記の通知を受けていない。
- ・ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

⑨ 委任状（原本）

入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。様式は指定様式又は任意様式とし、委任期間は令和8年4月1日（随時受付の場合は提出日）から令和10年3月31日までとすること。

⑩ 個人町県民税の特別徴収に係る書類

詳細は本要領6ページをご覧ください。

⑪ 町税等の納付状況調査に係る書類 ※伊方町に納付すべき町税等がある場合のみ
詳細は本要領7ページをご覧ください。

⑫ 添付書類一覧表

○必ず提出しなければならない書類

△該当がある場合のみ提出する書類

提出書類	申請者	法人	個人
① 業務実績調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
② 技術者経歴書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
③ 印鑑証明書（写し可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
④ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式、原本）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑤ 現況報告書又は登録証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑥ 納税証明書	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	県税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（写し可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
⑧ 身分証明書（原本）	—	<input type="radio"/>	
⑨ 委任状（原本）	△	—	—
⑩ 個人町県民税の特別徴収に係る書類 ※伊方町内に住所のある従業員を雇用していない場合は、「個人町県民税特別徴収実施誓約書」の提出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑪ 町税等の納付状況調査に係る書類	△	△	
⑫ 添付書類一覧表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

2 製造の請負等（物品調達又は役務の提供）

① 製造の請負等の実績調書

② 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類

ア 許可、認可等を得たことを証する書類とは、その許可、認可等をした機関が発行した証明書の原本又は許可証等の原本の写しのことです。

証明書の場合は、**申請書提出日前3ヶ月以内**に発行されたものを提出してください。

イ この書類は、次のような品目の営業を行っている場合に必要です。

医薬品、動物薬品、農薬、麻薬、毒物、劇物、火薬、石油、計量器、高圧ガス、医療用具、自動車、船舶、古物、建設、採石、食品、清掃、廃棄物処理、警備、草刈（刈払機取扱作業者安全衛生教育の修了証書）、クリーニング（クリーニング業法第8条の3に基づく講習の修了証書を含む。）、放置駐車確認業務、人材派遣など

③ 直前2年分の財務諸表（原本の写し）

ア 法人の場合

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

イ 個人の場合

青色申告書の写し等、決算状況がわかるものを提出してください。通帳の写し等は不可です。

④ 印鑑証明書（写し可）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

⑤ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式、原本）

⑥ 納税証明書（申請時点で未納税額がないことを証するもので写し可）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

（ア）個人事業者の場合

- ・ 所得税、消費税及び地方消費税（「その3の2」）
- ・ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税

（イ）法人の場合

- ・ 法人税、消費税及び地方消費税（「その3の3」）
- ・ 県税（地方消費税を除く）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税

⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（法人のみ、写し可）

※申請書提出日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

⑧ 身分証明書（個人事業者のみ、原本）

◎市町村が発行する次のことを証明する書類

- ・ 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
- ・ 後見の登記の通知を受けていない。
- ・ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

⑨ 委任状（原本）

入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。様式は指定様式又は任意様式とし、委任期間は令和8年4月1日（随時受付の場合は提出日）

から令和10年3月31日までとすること。

⑩ 個人町県民税の特別徴収に係る書類

詳細は本要領6ページをご覧ください。

⑪ 町税等の納付状況調査に係る書類

※伊方町に納付すべき町税等がある場合のみ。

詳細は本要領7ページをご覧ください。

⑫ 添付書類一覧表

○必ず提出しなければならない書類

△該当がある場合のみ提出する書類

提出書類	申請者	法人	個人
① 製造の請負等の実績調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
② 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③ 直前2年分の財務諸表（原本の写し）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④ 印鑑証明書（写し可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤ 使用印鑑届（指定様式又は任意様式、原本）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥ 納税証明書	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	県税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）（写し可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
⑧ 身分証明書（原本）	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑨ 委任状（原本）	<input type="radio"/>	—	—
⑩ 個人町県民税の特別徴収に係る書類 ※伊方町内に住所のある従業員を雇用していない場合は、「個人町県民税特別徴収実施誓約書」の提出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪ 町税等の納付状況調査に係る書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑫ 添付書類一覧表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

【重要必ずお読みください】

伊方町の入札参加資格審査申請に「個人町県民税の特別徴収の実施」が必要になります。

伊方町入札参加資格の要件として、個人町県民税の特別徴収の実施が加えられ、平成26・27年度入札参加資格審査（測量・建設コンサルタント等、製造の請負等（物品調達又は役務の提供））から適用となりました。

このため、伊方町入札参加資格審査申請にあたり、次のとおり対応してください。

(ア) 伊方町に個人町県民税の納税義務を有する従業員がおり、個人町県民税の特別徴収を実施している事業所の場合

〔提出書類〕

令和7年度給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の写し

(イ) 伊方町に個人町県民税の納税義務を有する従業員がない事業所の場合

〔提出書類〕

個人町県民税の特別徴収すべき従業員がない旨の「個人町県民税特別徴収実施誓約書」

個人町県民税の特別徴収についての問い合わせ先
伊方町町民課税務係 ☎(0894)38-2650

【重要必ずお読みください】

町税等の納付状況調査について

伊方町入札参加資格の要件として、伊方町に納付すべき町税等がある法人及び代表者については、以下の〔町税等〕の納付状況について、令和2・3年度 測量・建設コンサルタント等及び製造の請負等入札参加資格審査から適用することとなりました。

このため、伊方町に町税等を納付している法人及び代表者は、「町税等納付状況調査同意書」を提出してください。

資格審査時点で、法人及び代表者に町税等の滞納がある場合は、入札参加資格を有しないものとします。(町税等の滞納が完納した時点で、入札参加資格を有します。)

〔町税等〕

- ・町民税
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・下水道使用料
- ・合併処理浄化槽使用料
- ・水道料
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育料
- ・町営住宅使用料
- ・公営住宅使用料
- ・学校給食費徴収金
- ・奨学金